

歴史的意匠屋外広告物評価要領

決定 平成24年12月26日

改正 平成28年2月19日

第1 趣旨

この要領は、京都市屋外広告物等に関する条例第32条第1項に規定する歴史的意匠屋外広告物に関する評価基準を定め、対象となる屋外広告物を明確にしようとするものである。

なお、本要領については、必要に応じて、美観風致審議会広告物専門小委員会からの意見聴取を踏まえ、内容の改定等を行うものとする。

第32条 市長は、歴史的な意匠を有しており、かつ、位置、規模及び形態が都市の景観の維持及び向上に寄与していると認められる屋外広告物を、その所有者の申請に基づき、別に定めるところにより、歴史的意匠屋外広告物として指定することができる。

第2 評価方法

良好な景観の形成に重要な役割を果たしている屋外広告物で、以下に示す評価基準のうちの「単体としての評価」及び「調和等に対する評価」のそれぞれについて、ひとつ以上の特徴を備え、かつ、著しく改造等が行われていない屋外広告物を歴史的意匠屋外広告物とする。

第3 評価基準

1 単体としての評価

(1) 歴史的価値が高い屋外広告物等

概ね50年以上前に製作されたもの（ただし、著しく劣化の進んだものは除く。）

(2) 歴史的な意匠や時代の特徴を示す屋外広告物等

ア 時代の特徴を示しているもの（ちょうちんやのれん、行灯、ひさし看板、ガス灯型広告物、欧風の突出型看板など。）

イ 店の業態を示すのに歴史的に使われているサイン（造り酒屋の杉玉や酒林、漆器店の曲げ物など。）

ウ 代替材の普及により使用が少なくなった素材を使用しているもの（ホーロー製やブリキ製の屋外広告物など。）

エ 木製等で、文字が毛筆体の漢字又はかな文字で表記されたもの

オ その他、歴史的な意匠や時代の特徴を示すと認められるもの

2 調和等に対する評価

(1) 当該地域との調和

世界遺産周辺区域及び伝統的建造物群保存地区等においては、特に地域の特性を阻害しないもの

(2) 屋外広告物が設置される建築物等との調和及び良好な相乗効果の創出

屋外広告物が設置される建築物の構造，用途，外観，外壁の材質等と，適切に調和した形態，意匠，材質，表現で歴史的雰囲気醸成しているもの

第4 許可基準への適合性

- 1 歴史的意匠屋外広告物に指定する屋外広告物は、原則として、許可基準に適合するものでなければならない。ただし、歴史的意匠屋外広告物に指定しようとする屋外広告物が許可基準に適合しない場合であって、当該屋外広告物を許可基準に適合させることにより、上記の「単体としての評価」又は「調和等に対する評価」を損ねることとなることが明らかであると認められるときは、この限りでない。
- 2 前項ただし書の規定を適用するときは、あらかじめ美観風致審議会広告物専門小委員会の意見を聴くものとする。